

いじめ防止基本方針



流通経済大学附属柏中学校
流通経済大学附属柏高等学校

【Ⅰ 基本方針】

1. 基本理念

いじめは人として許されない行為である。しかしながら、どの生徒にもどの学校にも起こりうることである。いじめはすべての生徒に関係する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そのため、すべての生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付けること、また、それを実現できるような環境（規律ある学校環境、学校内外の相談体制等）を整えることが重要である。

よって、学校のみならず、すべての関係者が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む必要がある。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（いじめ防止対策推進法第2条1項）なお、いじめか否かの判断は、いじめられた等の立場に立って行う。

3. 重大事態について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（自殺等重大事態）及び「いじめにより当該学校に在籍する等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（不登校重大事態）と定義されている。（法第28条第1項）

4. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する

ため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【Ⅱ いじめへの対応】

1. 未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ①生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮されて互いを認め合う学級を作る。
- ②支持的風土に基づく共感的人間関係の醸成に努める。
- ③生徒の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気ある学級集団づくりを進める。
- ④人権意識に欠けた言葉遣いへの指導をし、正しい言葉遣いができる集団を育てる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ①「自己決定」「自己存在感」のある授業づくりを進める。
- ②「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学びを保障する。

(3) 道徳教育において

- ①中高一貫の学校教育全体を通して、思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ②道徳の時間の指導（中学校）においては、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

(4) 学級活動において

- ①話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ②構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る

(5) 学校行事において

- ①生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

(6) 生徒会活動において

- ①自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（生徒会主体のいじめ防止啓発活動の展開。ポスターの作成や掲示等）

(7) 家庭や地域との連携

- ①いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。

2. 早期発見のための取り組み

(1) 複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ①多くの教師が様々な教育活動を通して生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ②休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ③スクールカウンセラーに相談できる機会の確保など教育相談体制を整える。

(2) アンケート等の調査を計画的に行う

- ①「学校生活アンケート」を定期的実施する。
- ②アンケート調査の記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの

助言を得る。

(3) 教育相談による把握

①担任による定期的な面談を実施する。

②生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等）でも相談ができることを周知する。

③面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

(4) 保護者や地域からの情報提供の場をつくる

①いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。

②家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため詳細に情報を得るように努める。

(5) 相談窓口の周知

①本校スクールカウンセラー勤務日

原則週三日（月曜日、水曜日、金曜日）

②柏市、千葉県教育委員会等が設置している、学校を介さずに生徒が直接 LINE や電話で相談することのできる「相談窓口」を案内する。

3. いじめ対策組織と年間計画

(1) 生徒指導に関する情報共有の場の設定

- 各学年会の開催（毎週 1 回）
- 運営委員会（月 2 回、管理職、各部長、各学年主任、各コース長）
- 職員会議（毎月 1 回）

(2) いじめ対策委員会（学校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、SCで構成し、ケースにより該当生徒の担任、学年生徒指導部員、SC等が参加する。）を生徒指導部の報告に基づき、運営会議で情報共有し、いじめの疑いがあると判断された場合は速やかに開催する。

(3) その他

①いじめの現状把握については各学年で確認し、情報共有及びいじめ認知を行う。

②学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。

③学年生徒指導部を中心に解決に向けて動く。

④緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く

⑤いじめの重大事態として扱う可能性がある場合は、学校長が学園と相談する。

(4) 教職員の意識向上のための校内研修の実施

4. 問題への対応（いじめ発見から解決までの取り組み）

1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導部長 → 管理職

2 対応チーム(いじめ対策委員会)の編成

校長の命により管理職・各部長・学年主任・各コース長・担任・スクールカウンセラー・養護教諭・部活動顧問等事案に応じて編成

3 対応方針決定・役割分担

- (1)情報の整理・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2)対応方針
 - ・緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

4 事実の究明

～ 被害者 → 周囲の生徒 → 加害者の順で ～

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取終了後は、当該生徒を自宅まで送り届けるなど配慮し、教師が保護者に直接説明する。
- ×いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 (1) 被害者への対応

- 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 (2) 加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し反省させる。
- 話しやすい話題から入り中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ責任転嫁を許さず自分が加害者であるとの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 (3) 他の生徒への対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない雰囲気醸成に努める。

6 関係機関との連携

- 県教育委員会・教育相談センター＝報告と対応方針の相談
- 警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関＝被害者の心身の外傷
- 父母の会＝本部役員会

7 保護者への対応

【被害者の保護者】

- 家庭と連携して事実を正確に伝え、徹底して生徒を守り支援していくことを伝え対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡には慎重を期するようにする。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

【加害者の保護者】

- 家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ×保護者への批判的言動や非難は厳に慎む。